

# 自家用電気工作物保安管理業務委託特記仕様書

## 1 適用

- (1) この仕様書は秋田県立横手清陵学院高等学校における自家用電気工作物保安管理業務委託（以下「業務」という。）について定める。
- (2) 本業務の履行にあたり、本特記仕様書に記載のない事項については、「建築保全業務共通仕様書令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」（以下「共通仕様書」という。）を適用する。

## 2 目的

電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）及び関係法令、かつ監督官庁に提出した保安規程を遵守し、秋田県立横手清陵学院高等学校の自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安を確保するため、電気工作物の保安管理業務を行うものである。

## 3 業務履行場所

秋田県立横手清陵学院高等学校  
秋田県横手市大沢字前田147番地の1

## 4 業務履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 5 電気工作物の容量等

	需要設備	非常用予備発電装置
(1) 設備容量	1, 400 kVA	— kVA
(2) 受電電圧	6, 600 V	— V
(3) 最大電力	665 kW	— kW

低圧絶縁監視装置

1 基設置すること

## 6 委託業務の内容

- (1) 対象とする電気工作物において、受注者の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）は、発注者の定める保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施するものとする。
- (2) 保安管理業務は、別に定める保安業務担当者が実施するものとする。
- (3) 対象とする自家用電気工作物の維持および運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検および測定・試験（その細目は受託者が別に定める「点検指針」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。

- (4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。
- (5) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
- (6) 点検頻度、点検項目は次のとおりとする。
  - (イ) 点検頻度
    - (a) 月次点検  
2か月に1回 実施
    - (b) 年次点検  
年に1回 実施
    - (c) 臨時点検  
必要の都度 実施
    - (d) 低圧絶縁監視装置による監視  
毎日 実施
  - (ロ) 点検項目 (別紙 維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準による。)
- (7) 書類作成等
  - (イ) 当該契約書は、秋田県財務規則に基づき、その案の作成は受注者が行うものとするが、記載すべき必要事項は担当職員が別途指示する。
  - (ロ) この契約により発生する、電気関係法令に基づく主務官庁に対する申請書等の関係書類の作成及び手続きの指導を行うこと。

## 7 発注者受注者相互の協力

次の場合、発注者は受注者の意見を尊重し、受注者は発注者に協力するものとする。

- (1) 発注者が電気工作物の設置または変更の工事を計画する場合及び工事が完成した場合に竣工検査を行うとき。
- (2) 主務官庁が法令に基づいて検査を行う場合。
- (3) 発注者が平常時及び事故その他の異常時における運転操作、体制整備等について定める場合。
- (4) 発注者が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な事項を教育し、または演習訓練を行う場合。
- (5) 発注者が責任分界または需要設備構内を変更する場合。
- (6) その他必要な場合。

## 8 業務を実施する者の資格

- (1) 電気事業法施行規則第52条の2に規定する電気主任技術者の外部委託先の要件を全て満たしていること。
- (2) 第6に定める業務内容を履行できる者であること。

(3) 連絡を受けてから1時間以内で第3に掲げる業務履行場所へ到着できる場所に、主たる連絡場所を設けていること。かつ、緊急を要する場合に電話等により直に連絡を受け得る措置を講じていること。

#### 9 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、第5に掲げる電気工作物の保安業務担当者には、経済産業省告示第249号（平成15年7月1日）第1条の規定に適合する者をあてるものとする。
- (2) 受注者は、前号で定める保安業務担当者（氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号）及び受注者の事業所への連絡方法を書面をもって発注者に知らせ、発注者は面接等により本人の確認を行うものとする。なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっては同様とする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行して、発注者に対し身分を明らかにするものとし、発注者は、受注者が通知した保安業務担当者本人であることを確認するものとする。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者が病気その他やむを得ない事由によりその職務を執ることができないときは、他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）を代行者としてその任を実施させることができるものとする。

#### 10 連絡責任者等

- (1) 発注者は、保安管理業務について受注者と連絡する者（以下「連絡責任者」という。）を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする（設備容量が6,000kVA以上の需要設備にあっては電気事業法第43条第2項（1）②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者とする。）。
- (2) 発注者は、連絡責任者に事故等がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3) 発注者は、連絡責任者又はその代務者を、保安業務担当者が行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。
- (4) 別添標準仕様書中の「施設管理担当者」を「連絡責任者」に読み替えるものとする。

#### 11 低圧絶縁監視装置の設置及び運用

- (1) 受注者は、発注者の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し自動で通報する装置（自動通報方式）及び付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を設置するものとする。
- (2) 発注者は、低圧絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置は受注者に無断で移設、取り外し及び修理等を行わないものとする。
- (3) 受注者は、低圧絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。
- (4) 受注者は、低圧絶縁監視装置が常に正常に稼働するようメンテナンスを行うものとする。
- (5) 受注者は、低圧絶縁監視装置の警報を通信回線により、受注者の事業所等で自動受信する

ものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。

(6) 受注者は、(5)の通信のために、発注者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受注者が負担するものとする。

(7) 受注者は、低圧絶縁監視装置の運用を取りやめる場合若しくは契約が消滅、解除又は失効した場合は、低圧絶縁監視装置を取り外すものとする。ただし、発注者と受注者の協議の結果、低圧絶縁監視装置を取り外さない場合にあつては、その所有権を発注者に帰属するものとする。

## 12 提出書類及び時期

次の書類を記載の時期までに提出するものとする。

(1) 委託業務着手届 ※契約締結後速やかに

(2) 業務計画書(年間計画) ※契約締結後速やかに

(3) 有資格者証の写し ※業務着手前

(4) 電気設備点検報告書 ※各点検の都度速やかに

月次点検報告以外に、低圧絶縁監視装置による監視結果を一月単位で取りまとめ報告すること。

## 13 記録の保存

受注者が実施し、報告した保安全管理業務の結果の記録等は、発注者・受注者双方において3年間保存するものとする。

## 14 その他

この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備	点検項目	定期点検			臨時点検
		月次点検	年次点検		
		1回/2か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験		○	
		継電器の動作特性試験			○
		開閉器と継電器の連動試験		○	
	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○		
受電設備	断路器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器の動作試験			○
		継電器の動作特性試験			○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験			○
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
		絶縁油の酸価度試験			○
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験			○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	母線等	外観点検	○	○	
絶縁抵抗測定			○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定		○		
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○	
		電圧、電流の測定	○		
		絶縁抵抗測定		○	
		計器校正試験			○
		シーケンス試験			○
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○	
	許容誤差試験		○		

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		
			1回/2か月	1回/1年	1回/3年	必要の都度
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接地抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電設備	電線路	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
負荷設備	機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	配線、制御配線	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験	○	○		
		継電器の動作試験		○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧、周波数（回転数）の測定	○			
継電器の動作試験				○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
  - (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
  - (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
  - (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
  - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
  - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
    - a 引込設備の区分開閉器
    - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
    - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
  - (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある。
  - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
  - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に替えることがある。
- 5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。

## 2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。